



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
8月18日
第132号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

製材業者の登録(森林政策課).....	1
鶏の家きんサルモネラ症、ニューカッスル病および鳥マイコプラズマ症の検査の実施(畜産課).....	1
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出(水産課).....	2

○ 公 告

消防設備士講習実施公告(防災危機管理局).....	2
令和2年度滋賀県臨時的任用職員(一般事務)、育児休業代替任期付職員(一般事務)および配偶者同行休業代替任期付職員(一般事務)採用候補者登録試験実施公告(人事課).....	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	5
県営土地改良事業計画決定公告(耕地課).....	6

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告(南部).....	6
軽油引取税免税証軽油使用者証無効公告(南部).....	7

○ 病 院 事 業 庁 告 示

※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正.....	7
--	---

告 示

滋賀県告示第325号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方機関名	製材業者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	東近江市鑄物師町811番地の3	株式会社藤吉工務店 代表取締役 藤林吉弘

滋賀県告示第326号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ症、ニューカッスル病および鳥マイコプラズマ症の検査を次のとおり実施する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ症、ニューカッスル病および鳥マイコプラズマ症の予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法

- (1) 家きんサルモネラ症および鳥マイコプラズマ症については、急速凝集反応法
 (2) ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

4 実施の期日および実施する区域

- (1) 期日 令和2年9月1日から同月30日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 (2) 区域 蒲生郡日野町

滋賀県告示第327号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大津市神領二丁目27-11 伊藤克彦	滋賀県湖南・勢多川加入区	湖南漁業協同組合
大津市大石淀三丁目3-27 中島輝義		
大津市栄町22-15 湖南漁業協同組合 代表理事 事組合長 小島俊明		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和2年8月18日から 令和2年9月1日まで	滋賀県農政水産部水産課

(湖南漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

公 告

消防設備士講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	消防設備士の種類
消火設備	甲種(第1類から第3類まで)、乙種(第1類から第3類まで)
警報設備	甲種(第4類)、乙種(第4類および第7類)
避難設備・消火器	甲種(第5類)、乙種(第5類および第6類)

2 講習の日時および場所

講習区分	日	時	場 所	
			会場名	所在地
消火設備	令和2年9月7日(月)	9時30分から12時まで	湖南広域消防局 北消防署	守山市石田町377-1
		12時45分から16時45分まで		
警報設備 (いずれか 1日を選択)	令和2年9月9日(水)	9時30分から12時まで	栗東芸術文化会 館さきら	栗東市縄二丁目1-28
		12時45分から16時45分まで		
	令和2年9月10日(木)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		

避難設備 ・消火器	令和2年9月11日(金)	9時30分から12時まで	湖南広域消防局 北消防署	守山市石田町377 - 1
		12時45分から16時45分まで		

※ 各日とも講習終了後、30分程度の効果測定考査を行う。

- 3 受講対象者 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙7,000円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に持参または郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和2年8月24日(月)から同月28日(金)までの9時から17時まで(正午から13時までを除く。)とする(郵送の場合は当日消印有効)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

令和2年度滋賀県臨時的任用職員(一般事務)、育児休業代替任期付職員(一般事務)および配偶者同行休業代替任期付職員(一般事務)採用候補者登録試験実施公告

令和2年度滋賀県臨時的任用職員(一般事務)、育児休業代替任期付職員(一般事務)および配偶者同行休業代替任期付職員(一般事務)採用候補者登録試験を次のとおり行います。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験区分および登録予定人員 一般事務 15人程度
- 2 受験資格
 - (1) 年齢 平成15年4月1日以前に生まれた者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 現に滋賀県臨時的任用職員および育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿(以下「採用候補者登録名簿」という。)に登録されている者のうち当該登録の有効期間の満了する日が、令和3年4月1日以降の者
- 3 登録試験
 - (1) 日時および場所
 - 第1日 教養試験
 - 日時 令和2年9月20日(日)9時45分(集合時間9時15分)から正午頃まで
 - 場所 大津市内
 - ※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。
 - 第2日 口述試験
 - 日時 令和2年9月27日(日)
 - 場所 大津市内
 - ※ 第2日に実施する口述試験は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。
 - ※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、該当者宛て通知します。
 - (2) 方法 高校卒業程度で、次の方法により行います。
 - ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。
 - イ 口述試験 集団討論による試験を行います。
 - ※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)
 - ※ 筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。
 - (3) 結果発表 令和2年10月上旬に合格者宛て通知します。
- 4 受験手続および受付期間
 - (1) 出願票を持参し、または郵送する場合
 - ア 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、滋賀県総務部人事課で交付します。滋賀県のホームページからダウンロードすることもできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 教養試験受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和2年9月16日(水)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

イ 提出先 滋賀県総務部人事課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3153

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(7)出願時に必要な書類等です。ア(イ)教養試験受験時に必要な書類等については、教養試験日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 令和2年8月18日(火)から令和2年9月9日(水)までの執務時間中に受け付けます。

郵送の場合は、令和2年9月8日(火)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和2年8月18日(火)正午から令和2年9月8日(火)17時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 教養試験受験時に必要な書類等

(7) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和2年9月11日(金)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和2年9月16日(水)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

5 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者を採用候補者登録名簿に登録し、合格者にその旨を通知します。職員の休業等の状況により、採用候補者登録名簿から希望勤務地等を考慮の上で選抜した者に対し、滋賀県人事委員会が採用選考を実施し、選考の合格者が採用されます。ただし、臨時的任用職員に採用する場合は、採用選考を実施せず、選抜により採用します。

(2) 選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳細は、該当者に対して文書でお知らせします。

(3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、原則として、令和3年4月1日から令和6年3月31日までですが、場合により令和3年4月1日前に採用候補者登録名簿に登録されることがあります。その場合は、登録日より3年間の登録有効期間となります。

(4) 当初の任期終了後も、採用候補者登録名簿の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

6 勤務の条件

(1) 任期

ア 臨時的任用職員 産前休暇、産後休暇等を取得する職員の休暇等の期間を限度として任期(6月以内)を定めて採用します。なお、通算して1年を超えない範囲で任期を更新する場合があります。

イ 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員(以下「育児休業代替任期付職員等」という。) 育児休業をする職員の育児休業の期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業の期間を限度として任期(概ね10月以上3年未満)を定めて採用します。

(2) 勤務先および職務内容 知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等で一般行政事務に従事します。

(3) 給与等 給料は、月額166,517円(高校卒、地域手当を含む。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

(4) 勤務時間および休暇

ア 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて年間最大20日間の年次有給休暇、傷病、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(5) 服務 任用期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法(昭和25年法律第261号)の服務に関する規定が適用されます。

(6) その他

ア 臨時的任用職員および育児休業代替任期付職員等は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、職員の育児休業等の期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ 臨時的任用職員および育児休業代替任期付職員等への採用は、滋賀県職員(任期の定めのないもの)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)平和堂草津大路店 草津市大路二丁目字世基298番4ほか

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 代表取締役 辻田泰徳

(2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳

3 変更年月日 令和2年6月1日

4 変更の理由 本店移転のため

5 届出年月日 令和2年7月22日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 令和2年8月18日から令和2年12月18日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和2年12月18日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 テリアプラザ 守山市矢島町149番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 ロイヤルホームセンター株式会社 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番29号 代表取締役 中山正明
 - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 ロイヤルホームセンター株式会社 大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号 代表取締役 中山正明
- 3 変更年月日 令和元年12月16日
- 4 変更の理由 小売業者の住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和2年7月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和2年8月18日から令和2年12月18日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和2年12月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営姉川沿岸地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)に係る土地改良事業計画を令和2年8月4日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営姉川沿岸地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部森林田園整備課および米原市経済環境部農政課
- 3 縦覧期間 令和2年8月18日から令和2年9月15日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年9月30日までに審査請求をすることができる。

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年8月18日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
50		30636328		令和1.10.23	野洲市西河原1060-2	

リットル券	農業	30636329	2	令和2.9.30	株式会社マツナガ	令和2.7.27
100 リットル券	農業	30636330	1	令和1.10.23 令和2.9.30	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	令和2.7.27

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年8月18日

滋賀県南部県税事務局長 松 宮 正 智

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9722294号	令和3.3.31	守山市今浜町433 野口清英	令和2.7.27

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第3号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額(平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

表に次のように加える。

リンパ浮腫ケア外来料(リンパ浮腫のある患者に対し、医師の指示のもと、セルフリンパマッサージ指導、スキンケア指導、日常生活指導等を看護師が行う外来をいう。)	初回	90分以内の場合	1回につき	9,900円
		90分を超える場合	1回につき	9,900円に10分または10分に満たない端数を増すごとに1,100円を加えた額
	2回目以降	60分以内の場合	1回につき	6,600円
		60分を超える場合	1回につき	6,600円に10分または10分に満たない端数を増すごとに1,100円を加えた額

付 則

この告示は、令和2年8月18日から施行する。

